

要望区域等の状況

資料2

	市町村名	海岸名	海岸漂着物等の集積状況		判定案	海岸の自然的条件	判定案	海岸の社会的条件	判定案	総合判定(案)
			年間回収量 (t)	状況						
1	鴨川市	小湊祓地区漁港海岸、天津小湊海岸内浦地区、小湊寄浦地区漁港海岸、実入海岸（松鼻地区）、天津小湊海岸神明地区（2号）、実入海岸、天津小湊海岸浜荻一地区、浜荻漁港海岸、天津小湊海岸浜荻二地区、実条・広場東海岸、前原横渚海岸、鴨川漁港、江見海岸浜波太地区、浜波太漁港海岸、江見海岸天面地区、天面漁港海岸、太夫崎漁港海岸、江見海岸吉浦地区、江見漁港海岸、江見海岸内遠野地区、江見海岸真門地区 L=21,113 m	24.6	・海が時化るたびに長さ4m以上、太さ50から60cm程の流木が20数本流れ着き、チェーンソーで輪切りにしているが、その処分方法に大変苦慮している。 ・漁業権を有している地域住民は、魚介類を採取することにより生活基盤を成しているが、流木等により漁に出られないことがあり経済的損失を被っている。 ・漁港の周辺は岩礁地帯であることから、海岸への車両の進入が困難なため、漂着した流木が大きい場合、クレーンなどで引き上げる必要が生じるなど、撤去作業に多額の費用が生じる。など	○	・南房総国定公園 ・豊かな磯根が存在している。近年、磯焼けの影響により藻場（カシメ、アラメ）の消失が進行しており、更なる保全が必要である。 など	○	・海岸の一部は、毎年夏の期間（令和6年度においては7月25日から8月25日まで）海水浴場として開設している。 ・漁業権を有する地元漁師の生活基盤となっている。（採貝類、海藻類、イセエビ、その他魚類） ・海岸の後背地には、ホテルや飲食店が建っており、散歩道を含む海岸線は、観光の点で重要である。 ・サーフポイントとして、連日、サーファーが楽しんでいる海岸である。 ・市街部と近く、海岸線を散策する人も多い。 など	○	○

※回収量は市町村が実施主体となった事業の実績であり、県が実施主体となった事業の実績は含まれていない。
※年間回収量は、あくまで把握している量であり、回収している全ての量ではない。ボランティアが回収したごみについては、市が一般廃棄物と併せて回収・処理を行う等、把握できないことが多い。

＜選定基準＞ 海岸漂着物等の集積状況のほか、自然的条件や社会的条件を総合的に勘案して判断する。具体的には、次の（１）及び（２）のいずれにも該当する海岸の区域とする。

（１）海岸漂着物等の集積状況

多量の海岸漂着物等が定常的に集積し、通常の海岸清掃活動だけでは回収・処分が困難な海岸

（２）海岸の自然的・社会的条件

次のいずれかの評価指標において、評価基準に該当する海岸。

・自然的条件：保全すべき貴重な地形や良好な景観を有し、または保全すべき希少な動植物が生息する海岸

・社会的条件：海水浴場、潮干狩り、保養地等の観光資源、漁業等の経済活動や、環境教育等の場として利用される海岸